

上牧町議会議員及び特別職の職員に関する関係条例

○上牧町議会議員の議員報酬等に関する条例（一部抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4項の規定に基づき、本町の議会の議長、副議長及び議員に対する議員報酬、期末手当及び費用弁償並びにその支給方法を定めることを目的とする。

（議員報酬の額）

第2条 議長、副議長及び議員に支給する議員報酬の月額、次の表のとおりとする。

| 職名 | 議員報酬月額 |
|-----|----------|
| 議長 | 370,000円 |
| 副議長 | 300,000円 |
| 議員 | 280,000円 |

（期末手当）

第4条 議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）に在職するものに期末手当を支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した者についても同様とする。

2 期末手当は、それぞれ前項の基準日現在（退職し、又は死亡した者にあつては、退職し、又は死亡した日現在）における議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の40を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の172.5を乗じて得た額を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、基準日以前6箇月の間に全く職務に従事しないものに対しては、期末手当を支給しない。

○特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（一部抜粋）

（給料）

第3条 給料月額は、別表のとおりとする。

（期末手当）

第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に給料月額に100分の25を乗じて得た額並びに給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計に100分の15を乗じて得た額との合計額を基礎として、100分の167.5を乗じて得た額を、一

般職の職員の例により支給する。

別表

| 区分 | 給料月額 | 旅費の額 | | | | | | |
|---------|--------------|------------------------|--------------------|----------|--------------------|---------------|----------------|-------------|
| | | 鉄道賃 | 船賃 | 軌道賃及び空路賃 | 車賃 (1キロメートルにつき) | 日当 (1日につき) | 宿泊料 (1夜につき) | |
| | | | | | | | 甲地方 | 乙地方 |
| 町長 | 円 820,000 | 特別車両料金(ただし、特別 | 上級の運賃(ただし、等級を | 実費 | 円 37 | 円 3,000 | 円 14,800 | 円 13,300 |
| 副町 長 | 円 690,000 | 車両を設 | 設けない | | | | | |
| 教育 長 | 円 600,000 | けない路線による場合はその乗車に要する運賃) | ものにあつてはその乗船に要する運賃) | | | | | |